

0 (一般論として) 審議会について

- ・そもそも審議会とは、政策や法律の決定機関ではないはず
- ・結果的に、審議会の意見や決定が、実質的な決定となることはあっても政策や法律は国会によって定められる
- ・本来は、第三者や専門家からの意見を集約する場であり、現実として利害調整が行われるとしても、それが政策決定でなければならない、というのでは本末転倒では。

1 長期的な政策の議論

- ・AI やロボット技術の進展など、労働を巡る環境は大きく変化しつつある。
- ・労働政策の長期的な方向性を議論する場、利害調整の枠を超えて大きな方向性を検討する場が、どうしても必要と考える。
- ・エビデンスに基づいて、議論し検討することは、当然必要である。

2 委員構成について

- ・いわゆる非正規と呼ばれる人や個人事業主と分類される人など、広い意味で「働く」という立場にある人の多様化が進んでいる。これらの人々の声や意見が、きちんと届くような委員構成も必要なのではないか。
- ・労使ともに、年齢構成や産業属性に偏りがなければどうかは検討すべき。委員構成そのもので完全な調整をすることが難しいのであれば、偏りのない意見集約がなされているかどうかを重視すべき。
- ・意見集約の場であるという前提に立てば、もう少し幅広い立場の専門家も公益委員として、あるいは専門委員として加えても良いのではないか。
- ・エビデンスに基づいた検討という観点からも、専門委員などの活用は有効ではないか。

3 政策決定のスピードについて

- ・環境変化が、急速に進んでいることを考えると政策決定のスピードは決定的に重要
- ・労使双方の意見を十分にきくことは重要であるが、完全な利害調整・意見調整を待っていると、決定が遅きに失することもあるのではないか。
- ・多様なメンバーを揃えても、それぞれが完全な拒否権をもたなければ、スピードは損なわれないのでは。言い換えると、全会一致を強く求めすぎるとスピードは遅くなる。
- ・審議会の役割とも関係するが、審議会での議論を十分に尊重しつつ、迅速に政策決定が行えるようにしていく必要がある。